

11月25日日本弁理士会と中華商標協会全体交流会あいさつ

2002年11月25日 日本弁理士会副会長 渡邊一平

尊敬する

北京高級人民法院知的財産庁副庁長	程 永 順	先生
中華商標協会会長	劉 敏 学	先生

ならびにご臨席の皆様

日本弁理士会を代表してご挨拶申し上げます。

昨日、中華商標協会と日本弁理士会との間で両協会が相互に交流をはかり両国商標制度の発展のために両協会が協力することに合意した覚書が締結されました。これは誠に喜ばしいことと存じます。心からお祝いします。これを機会に中華商標協会と日本弁理士会とが、ここ北京で、本日の全体交流会、明日のグループ交流会を開催し、交流を図ることは誠に有意義であります。

日本弁理士会は1922年以来80年間にわたり弁理士法により設立され、特許・実用新案・意匠・商標・著作権等を含む日本知的財産権に関する代理人である弁理士を組織し、日本内外の出願人ならびに権利者の利益を保護し、日本特許庁をはじめとする日本政府機関と共に日本の知的財産権制度の発展に努力してまいりました。

中華商標協会は、1994年以来国家工商行政管理総局の指導の下に中国有名商標企業、商標代理人、弁護士、裁判官等の商標専門家を組織し、中国における唯一の民間商標専門家団体として、中国における商標の使用を指導し、商標制度を発展させるために努力されてきたと伺っております。

知的財産権制度は、産業・経済を公正な競争と公正な取引とを通じて発展させるために不可欠なものであります。今回締結された覚書において、両協会が「経済の発展と繁栄は知的財産権制度の適正な執行を基礎にしている」ことが確認されました。また、商標制度は公正な取引を維持する制度として重要であり、今回の覚書で「商標の保護は消費者利益保護のために重要な不可欠な前提条件である」ことが確認されました。

中国と日本とは長い交流の歴史があり、また近年の両国の交流は今までの歴史にもないほどの著しい発展をみております。中国を語らずして日本は語れないといっても過言ではありません。すでに両国は一体不可分の経済圏を形成しております。このよう時期に、締結された覚書で確認された共通の認識の下に、中華商標協会と日本弁理士会とが相互に交

流を図り、両国の商標制度、ひいては両国の知的財産権制度の発展に努力することは、中国及び日本の発展にきわめて意義のあることと考えます。

日中両国の商標制度を含む知的財産権制度は多くの点で共通する点があると理解しておりますが、他方、国家の社会体制や文化の違いなどにより多くの相違点もあると理解しております。いまや、一体不可分の経済圏を形成してきている現在、日中両国間において相互の制度についての十分な理解が不可欠であります。このためには専門家、特に実務の専門家の検討と検討結果を制度利用者に周知することが必要であると考えます。この点で、今回開催されます全体交流会ならびにグループ交流会は誠に時宜を得た会合であると考えます。

最後に、今回の全体交流会とグループ交流会が実り多い交流となること、今後ますます、このような交流が発展することを祈念しましてごあいさつと致します。